○ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)

ところにより算出した金額 ニー その他の場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定める金額	ては一トンにつき一単位の三百二倍を乗じて得た金額を加えたにつき一単位の四百五十三倍を、七万トンを超える部分につい四倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トンロ 二千トンを超える船舶にあつては、イの金額に、二千トンを額	イ 二千トン以下の船舶にあつては、一単位の百五十一万倍の金 責任の限度額は、次のとおりとする。 一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにる場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにの限度額は、次のとおりとする。 (責任の限度額等)	改正案
ところにより算出した金額 ニーその他の場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定める	ンにつき一単位の二百倍を乗じて得た金額を加えた金額のき一単位の三百倍を、七万トンを超える部分については一ト倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トンに超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の四百四 二千トンを超える船舶にあつては、イの金額に、二千トンをロ	イ 二千トン以下の船舶にあつては、一単位の百万倍の金額 責任の限度額は、次のとおりとする。 責任の限度額は、次のとおりとする。 一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにる場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにの限度額は、次のとおりとする。	現

二千トン以下の船舶にあつては、 一単位の四百五十三万倍の

加えた金額 については一トンにつき一単位の九百六倍を乗じて得た金額を 百十二倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一 超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の千八 トンにつき一単位の千三百五十九倍を、七万トンを超える部分 二千トンを超える船舶にあつては、イの金額に、二千トンを

2

前条第三項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は

る場合においては、 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみであ 一単位の百五十一万倍の 金額

その他の場合においては、 一単位の四百五十三万倍の金額

(略)

4

5

(略)

3 次のとおりとする。

口

二千トンを超える船舶にあつては、イの金額に、二千トンを

イ

二千トン以下の船舶にあつては、一単位の三百万倍の金額

2

3

前条第三項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は

につき一単位の九百倍を、七万トンを超える部分については 百倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トン 超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の千二

トンにつき一単位の六百倍を乗じて得た金額を加えた金額

次のとおりとする。

る場合においては、 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみであ 一単位の百万倍の金額

その他の場合においては、一単位の三百万倍の金額

5

4

(略)

(略)